

栃木県社会福祉士会会報



〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6
TEL 028-600-1725
FAX 028-600-1730

発行 行 栃木県社会福祉士会
発行責任者 大友 崇義
編集責任者 長 秀紀

26号

発行日 平成19年11月15日



さあ!社団法人栃木県社会福祉士会として本格的胎動を!

栃木県社会福祉士会長
大友 崇義

トピック

医療ソーシャルワークの現状と課題
(3名の報告)

2~4

施設・サークル紹介コーナー
ドナルド・マクドナルド
ハウスとちぎ

4~5

今日の一冊
『アルジャーノンに花束を』
(ダニエル・キイス著)

5~6

委員会・ブロック通信

6~8

事務局より・編集後記

8



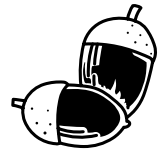
九州のある市で「おにぎりを食べたい」と日記に書き残して孤独死した元被保護者に対する市の福祉行政のあり方をめぐって400人の弁護集団が市の福祉事務所所長を告訴した。また、コムスン問題は、介護業界に福祉・介護サービス分野に市場原理の行き過ぎについて大きな波紋を投げかけた。

このふたつの事件に共通することは、福祉・介護サービス提供者にかかわる価値観とその理念を具体化する福祉・介護サービス供給のあり方が問われたことである。これまでの福祉・介護サービスの貧しさは制度の未成熟やその水準の貧しさであったが、現在では、人間の尊厳に対してサービス供給システムの全体がどこまで配慮したものになっているか、経営トップや福祉・サービス従事者の倫理が厳しく問われたものである。2007年7月26日に中央社会福祉審議会福祉部会から、厚生労働大臣の諮問を受けて、14年ぶりに「福祉人材確保指針」が公表され、福祉・介護サービス328万人のうち、近年、特に介護系の職員の離職率の高い動向を踏まえて、福祉・介護サービスの仕事が「魅力ある仕事として評価・選択」されるように、国、地方公共団体、関係団体等は、①労働環境の整備、②福祉・介護サービス従事者のキャリアアップ、③福祉・介護サービスの周知・理解、④潜在的有資格者の参入、④多様な人材の参入・参画の促進に関する各種の取り組みを図るべきとの指針を明らかにした。離職の原因は、①賃金が安い、②働きがいがいい、③経営マネジメントが悪い、の三点である。これまで社会福祉基礎構造改革路線に沿った新しい社会福祉のパラダイムに対応した人材の養成・確保に関する諸条件の整備は必ずしも充分ではなかった。市場原理を貫徹させながら、一方では人間の尊厳の保障を高らかに謳った介護保険法をはじめ各種の「美しい」言葉をちりばめた制度を支える福祉・介護

サービスの人材確保についてこの指針の具体化がどこまで及ぶか、関係者の努力が注目される。昨今の福祉・介護問題は食、年金、政治資金などをめぐる問題などと地続きの様相を帯びており、市場原理と福祉原理のバランスのある経営や運営が喫緊の課題となっている。

このような社会情勢のもと、本会は全国で20番目の法人化を目指し、10月27日に臨時総会を開催し、その意思を満場一致で決定した。12月には、正式に法的責任を持った社団法人栃木県社会福祉士会となる。社団法人化の目的は県民の福祉の向上を実現する公益事業の推進にあるが、同時に社会福祉士の地位向上と社会的信頼を高めることにある。社会福祉士の専門性は①総合相談、②権利擁護、③ネットワークの三点である。全国の社会福祉士の資格者は、約10万人、日本社会福祉士会員は2万4千人、本県の資格者は1300人、会員は

320名に達し、本格的な専門力量が期待されている。社会福祉士法の改正が11月6日に衆議院本会議で可決され、付帯決議に社会福祉士の福祉事務所等に任用することをはじめ職域拡大の必要性が付記された。社会福祉士の資格取得は第1ステップ、第2ステップは会の法人化、第3ステップは、これらのステップに支えられた専門力量一実力の発揮である。この実力は全国の仲間と連帯しながら、法人化された組織力を基盤として担保される。全会員が1人1役を担い、心を合わせて人間の尊厳の実現を目指す会の発展に向けて努力することが、即、自らの自己実現を図る最短の道であること確信することを期待したい。



トピック

医療制度の見直し等によりクライアントのより一層の支援が期待されるソーシャルワーク。今回はそんな医療分野におけるソーシャルワークの実践と課題を、現場のソーシャルワーカーの方に報告していただきます。

「アルコール関連問題ソーシャルワークの現状と課題—私の実践から—」

栃木県立岡本台病院 精神保健福祉士 岡田 正彦

私が専門に従事させていただいている領域は、あまり聞き慣れない領域かもしれませんが、アルコール関連問題ソーシャルワーク（Alcohol related problem social work：以下ASWと略記）です。ASWは、アルコール依存症者御本人並びにその御家族に対する相談支援は勿論、アルコールによって生じる様々な問題に対処していきます。また、アルコール依存症に対する正しい知識の普及・啓発も大切な業務の一つに数えられます。

しかし、アルコール依存症に対する誤解や偏見は、これほど医学が発達した現代においても根深いものがございます。

アルコール依存症は、素因（なりやすい体質）に環境要因（長期大量飲酒）が加わって発症する「歴とした病気」です。

ここで、「歴とした病気」と強調したのは、

アルコール依存症を、倫理観や道徳観から捉えようとして、「意志薄弱な人」とか「だらしない人」といった類の誤解や偏見をお持ちの方が多いためです。

しかし、アルコール依存症者御本人が飲酒するのは、症状（loss of control）です。症状を、本人の意思や精神力で何とかしようと思ってもどうにもならないのは、想像に難くないと思います。また、この症状は、一回生じてしまいますと、現代の医学ではそれ自体を治すことは、残念ながら出来ないのが現状です。その為、アルコール依存症からの回復の唯一の方法は、一滴のアルコールも口にしないという「断酒」を継続することです。

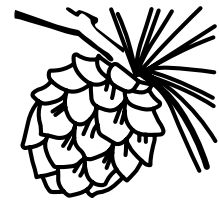
しかし、一旦アルコール依存症に罹ってしまいますと、「渴望」と称されるような病的飲酒欲求が生じ、断酒を決意したとしても、再発する可能性が非常に高いのも現状です。

その為、多くのアルコール専門医療機関では、「断酒の三本柱」と称して、①外来通院（外来からも参加出来る当院のARP【アルコール症リハビリテーションプログラム】は下表参照）・②抗酒剤の服用・③セルフヘルプグループ（AAや断酒会等）への参加を勧めており、自分の意志や精神力に頼らずに断酒していく方法を提案しております。

	午 前	午 後
月	ビデオミーティング AAメッセージ	入院患者診察
火	グループミーティング	
水	フリープログラム・SST	家族教室
木	ビデオミーティング	家族ミーティング 断酒会院内例会
金	グループミーティング	入院患者診察

ASWは、既述したアルコール依存症に対する誤解や偏見と闘いながら、アルコール依存症者御本人並びにその御家族が、地域においてよりよく生活出来るような社会を築く為に、日夜努力を重ねております。

願わくは、この度の三笠宮様の勇気あるカミングアウトが、アルコール依存症者御本人並びにその御家族にとって、追い風になることを祈っております。



「医療ソーシャルワークの現状と課題」 ～私の実践から～

獨協医科大学病院 医療ソーシャルワーカー 橋本富美子

私の所属している病院は特定機能病院としての役割を担っており、医療ソーシャルワーク（以下MSW）業務也多岐に渡っている。

在院日数20日を目標に掲げる当院は（17日で加算あり）現在の平均在院日数が16日となっている。そのため、退院に向けての支援もソーシャルワーカーの重要な業務となっている。

病診連携、病病連携、病福連携・・・「連携」なくして退院支援は成り立たないと実感している。病院も「自己完結型医療」から地域連携を念頭に置く必要性が求められているのが現状である。ネットワークを築けないソーシャルワーカーは病院・で・も務まらないと言える。

他職種とチームを組む上で大切なことが4点ある。第1点はMSWであることに自身と誇りを持ち、自分の専門性を信頼すること、第2点は他職種の専門性を信頼し尊重すること、第3点は十分なコミュニケーションを図ること、そして第4点はチームの中心メンバーは患者と家族であるということである。あくまでも患者と家族のニーズ達成のためにチームを組み、連携を図るのである。

ソーシャルワーカーの得意分野である連携、調整では個人情報を取り扱うことになる。当然、地域との連携の仕方も個人情報保護法を遵守した形で行わなければならない。当院も組織内での取り決めがなされており個人情報の取扱いもマニュアル化されている。以前よりも、さらにプライバシーに配慮した情報提供が必要となるが以前の名残で情報を収集しようとする関係機関があることが残念である。

インフォームド・コンセントが謳われてから患者や家族の意向を尊重する姿勢が重視されている。しかし、治療に関する主導権はやはり医療者側にあり、患者や家族は受身になる傾向がある。患者や家族の意向を熟知しているMSWだからこそ医療者側に伝えられる情報がある。病院にソーシャルワーカーのいる意味を常に忘れないように心掛けている。

社会情勢が激動する中、流れに飲み込まれず、乗り遅れずMSWとしての専門性を追求していきたい。

「医療ソーシャルワークの現状と課題」 ～私の実践から～

医療法人孝栄会 前沢病院 精神保健福祉士・社会福祉士 栗田 和樹

当法人はグループホーム2箇所、精神障害者福祉ホームB型1箇所、精神障害者地域生活支援センター1箇所を運営してきました。障害者自立支援法の施行に伴い昨年10月よりグループホームは共同生活援助へ、また精神障害者地域生活センターは、地域活動支援センターに移行し、今年4月には精神障害者福祉ホームB型は共同生活介護へと移行しました。

精神保健医療福祉施策が、「入院医療中心から地域生活中心へ」と掲げられてから3年が経ちましたが、障害者自立支援法の施行により、精神障害者の方におけるニーズに応えられるようなサービスやサービスの利用の仕方が不十分であると思われます。特に現場で一番感じていることは、利用したいサービスが直ぐに利用できなかったり、

程度区分によってそのサービスが利用できなかったりしていることがあったり、また、市町村によって程度区分にばらつきがあること、自己負担が増えたためサービスの利用をやめてしまう方が出ていることなどが課題であると思われます。

十分な議論がないまま、精神障害者の社会的入院の問題は障害者自立支援法の中に盛り込まれています。今までであれば退院できる患者さんでさえ、上記に示した課題によって退院を拒んでしまったり、退院のタイミングをはずしてしまったりと「退院促進」とは矛盾した状況が起きているのが現状です。

不十分な障害者自立支援法ではありますが、3障害が一元化されてしまった今、私たち専門家がこの法律を十分理解し、最大限の効果を引き出す為の工夫を考えていかなければならないと思います。

施設・サークル 紹介コーナー

今注目の施設・サークルを紹介するコーナーです。
今回は、ドナルド・マクドナルドハウスとちぎについての紹介です。

病気の子どもとその家族が宿泊できる施設紹介

社会福祉士・精神保健福祉士 野澤千鶴子

第7回全国滞在施設ネットワーク会議報告書2006年4月20日現在（ファミリーハウス調べ）によると、日本国内で病気の子どもを持つ親が宿泊できる施設は、65の団体によって、120施設500部屋がある。その中の一つに、ドナルド・マクドナルド・ハウスがあり、国内で第5号目となる「ドナルド・マクドナルド・ハウス とちぎ」が2006年9月にオープンした。

その、とちぎハウスとは、自治医科大学子ども医療センターに入院または通院している18歳未満の子どもを持つ家族が、宿泊するための場所である。遠方より入院・通院を余儀なくされる家族にとって、子どもの傍に居たいと思う反面、宿泊に伴う経済的負担、毎日の面会による自宅と病院の往復では身体的負担や精神的負担が伴う。家族

各々の負担を少しでも軽減するために、病院近辺にハウスが設立されることとなった。ハウスは年中無休、24時間運営であり、スタッフ（ハウスマネージャー1人、アシスタントマネージャー4人）は朝9時から夜8時まで交代で勤務している。スタッフ退勤以降、夜8時から翌朝9時まではナイトボランティア（一回3,000円の交通費支給）がハウスに宿泊し、利用家族の安全管理等に努めている。居室数は7部屋で、相部屋利用は無い。共有スペースとしては、キッチン、リビングルーム、ランドリールーム、多目的室（図書室）があり、利用時間制限はないので、家族が利用したいときに自由に利用できる。

ハウスは営利を目的とした宿泊施設ではなく、利用家族が自宅で暮らしている様な空間で生活で

きるよう「第二の我が家」という趣旨を持ち、利用家族自らが宿泊に必要な用具を持参し、食事、洗濯、掃除などの必要事項を行う。

また、ハウス利用料は一人一泊1000円 リネン料1ベッド1日210円(ただし、患者は無料)である。この料金で利用できるようにハウス運営を影で支えているのが、約170名(7月末現在)の登録ボランティアである。ボランティアの多大な協力によりとちぎハウスが地域の中で築き上げられつつある。

詳細やハウスに興味のある方は

<http://www.dmhcj.or.jp/>



今日の一冊

このコーナーでは広義に福祉に結びつく書籍を紹介するコーナーです。今回は、『アルジャーノンに花束を』(ダニエル・キース著)を紹介します。

「アルジャーノンに花束を」 ダニエル・キース著 小尾 芳佐 訳(早川書房)

鹿沼市地域包括支援センター 菊池 浩史

本を読むのは大好きですが、不真面目なことに福祉の専門書はほとんど読みません。

日々自己研鑽に精進されていらっしゃる会員の皆様に、気晴らしと感動を与えてくれるであろうと思ひオススメするのが「アルジャーノンに花束を」。

’59年に中篇として、’66年に長編としてアメリカで発表されたこの作品は、「SFオールタイムベストテン」の類でいまでも上位にランキングされています。

舞台は’50～’60年代のアメリカ。主人公の青年チャーリー・ゴードンは軽度の知的障害を持ち(B2程度?)、パン屋で働きながら、夜は知的障害者の教室に通っている。パン屋の仲間たちから毎日からかわれ、勉強もなかなか身につかないけれど、常に明るく前向きなチャーリーは、それなりに幸せな生活を送っていた。

そんなある日、大学の研究者から「頭をよくしてくれる」手術を受けるよう勧められたチャーリー。その脳外科手術を受けた結果、彼の知能は驚異的に進化し、ついには研究者たちの知的レベルすら遥かに超える「天才」となるが、この手術には致命的な欠陥があった・・・。

知的障害を治す手術なんてあるかと言うなかれ、これがSFのいいところ。

この作品は、チャーリーの「経過報告」という形式で、一人称の文章で表されています。最初は誤字脱字ひらがなだらけの「けえかほおこく」が、手術後徐々に漢字が増え、内容も高度になっていくという、小説としてのテクニックが秀逸です。

手術後、これまで友達だと思っていたパン屋の仲間たちが、ただ自分を馬鹿にしていただけだと知り、幼少時いつも両親が争っていたのは自分が原因で(子どもの障害を受容できない母とそれをなだめる父)、結局自分は家族に捨てられたのだと理解してしまう。さらに、知能の増大に感情の発達が伴わず、高慢な態度で人と接してしまい、それまで支援してくれていた人たちが次々と遠ざかってしまう。

この作品の見所は、手術の欠陥が明らかになった後半部分にあり、知識としては頂点を極めたチャーリーが、人間としての成長を模索し、様々な出来事、そして心の中の葛藤を、苦悩しながらも受け入れていく姿が読者の胸を打ちます。

結局、この作品は最後の経過報告(最初の経過報告の記述からわずか九ヶ月後)と、なんといっ

でもラストの一行に涙するために読むというのが正しい読み方だと思うのですが、私にとってこの感動はどこからくるかと考えますに、人間として極限の体験をしたチャーリーが、人生で起こることをありのままに受け入れ、そのことに苦しみでも前向きに生きること、そして人を信じることを、たどたどしくも高らかに謳いあげているためではないかと。

この国には問題が多すぎて、どこから手をつけていいのか私には分かりませんが、人間も捨てた

もんじゃないうという言葉、どこか素直に受け入れさせてくれるような、そんな一冊です。



委員会・ブロック通信



このコーナーでは、4月～7月までの委員会・ブロックの動きについて紹介するコーナーです。各委員会・ブロックとも事業内容や地域性を加味して色々な活動を展開しています。関心のある方は、栃木県社会福祉士会事務局までご連絡下さい。



生活保護自立支援専門委員会 太田 若一

現在委員会は、平成19年土に栃木県から栃木県社会福祉士会が委託を受けた「自立支援専門員業務」の受け皿として、研修、事例検討などのバックアップ活動をしています。

この業務の対象地区は、県南健康福祉センターの管轄地区の7町（人口約14万人）で、生活保護自立支援プログラムの対象9名に対し、当福祉士会会員4名が関わり、この3か月で、少しずつですが健康管理などの生活習慣の改善や稼働へつなげた例も出ています。



社団法人化特別委員会 大門 亘

昨年12月26日に最初の書類を提出して以来11ヶ月が経ちました。そして、今秋10月12日には県の事前審査をパスし、10月15日には本部による解散承認が下るなど、法人化に向けて一步一步着実に進んで来ましたが、そして先日の10月27日の臨時総会において、本会の発展的解散及び社団法人の設立が満場一致で決定されました。大きな前進です。会員の活躍の場がぐっと開けてきます。これからも力を合わせて頑張りましょう。委員会としては、最終書類の作成→提出→最終審査→許可

→登記等々、事務的にはまだまだ息が抜けません。委員の小野二千光さん、天女目健二さん、本郷秀崇さん、そして事務局長の岡田敦史さん達とともに最後の汗を流すことになります。応援、よろしくお願いいたします。



第三者評価委員会

曾根 俊彦

第三者評価委員会では今年度一件の受診を目標に活動しています。今年度も三名の方が調査評価者養成研修に申込みいただき研修が終わると調査者も9名となります。

本部（日本社会福祉士会）の事務所移転に伴う変更手続きと同時に評価対象サービスの拡大（4種から11種）と料金表の変更をしました。詳しくは「とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構」のホームページを見て下さい。[\(http://www.tfhs.jp/\)](http://www.tfhs.jp/)



はあとなあとしき

関 久美子

ばあとなあとしきでは成年後見人の受任だけでなく、成年後見人の養成にも携わっています。2年前から本部ばあとなあより「支部における成年後見活動の理解」という単元を受託しています。もともとこの単元は、スクーリングの際に行っていたのですが、よりきめ細かい内容を学習する

ため、それぞれの支部で行うようになったのです。

今年度は、8月11日(土)とちぎ福祉プラザにて開催しました。現在成年後見人養成研修受講者のほかに、研修修了者や成年後見活動に関心のある一般会員など14名の参加がありました。第1部は、支部の活動内容の紹介や状況の説明を行いました。受講生は課題レポートの提出があるので、真剣にメモを取っていました。受講生だけでなく一般会員からも質問の手が挙がり、実際に受任している研修修了者から説明していただく場面もありました。第2部は、成年後見に関する情報交換会です。自然と3～4人のグループになり、それぞれのグループで情報交換が行われました。グループのメンバーの入れ替わりがあったり、グループ内で解決できないとほかのグループに問いかけがあったりと、第1部以上に活発な話し合いが行われました。帰りがけにはそれぞれ名刺交換をし、顔の見えるネットワークが広がりました。



研修交流支援委員会

鈴木 孝尚

研修交流支援委員会では研修会、交流会の企画運営のため毎月第3水曜日に委員会を開催し、より求められる研修内容、交流促進について検討を重ねています。5月17日に行われた基礎研修会では約30名が参加し、社会福祉士の共有する価値「倫理綱領」について援助実践の指針とできるよう理解を深めました。10月14日には医療的ケアを必要とする方への支援体制についての研修会をシンポジウム形式で開催し、関連領域の方にもご参加いただきました。



地域包括支援委員会

寺内 貞雄

地域包括支援センターが発足して2年目をむかえて、社会福祉士への支援は益々重要課題の一つであり、委員会としても総力をあげて取り組む課題である。こうした中で、今年度も毎月委員会を開催して支援のあり方を検討しており、その一環として、地域包括支援センター社会福祉士「評価ノート」を活用した研修会を予定しています。後日開催の案内をいたしますので、多くの社会福祉

士の参加を期待します。共に学び専門性を高めましょう。



調査研究委員会

若倉 健

調査研究委員会では、栃木県社会福祉士を中心として、社会福祉士の専門性の向上や広く社会福祉士の実践の普及や共有を図ることを目的として調査研究を実施しています。具体的には機関紙の発行や社会福祉士に関する調査を行い、調査結果を栃木県や各自治体の施策に反映していただくような取り組みを展開しています。



組織広報委員会

長 秀紀

4月、6月に県南ブロック会議に出席しました。5月19日には合格者を祝う会を宇都宮で開催して21名の参加がありました。7月～会報の原稿依頼を行い今回の発行になりました。原稿の執筆をされた方ありがとうございました。広報活動を通して交流を深めたい会員の方、引き続き募集中です。



県北ブロック

上新 達也

6月23日に国際医療福祉大学にて「社会福祉士の現状と課題」というテーマで研修会を行い、38名の参加者がありました。後半のファシリテーショングラフィックでは、出席者から積極的な発言があり、相互の親睦もはかれたと思います。今後も県北の社会福祉士の「資質の向上」と「相互親睦」を目指してがんばっていきたいと思います。県北の会員福祉士の皆様、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。



県西ブロック

菊池 浩史

県西ブロック(日光市・鹿沼市・西方町)のブロック委員は、現在5名です。それぞれ地域包括支援センターや精神病院等で働いています。

なぜか全員が会の「研修交流委員会」とかけもちで活動しているため、今のところ11月に研修交流委員会が企画している研修についての打ち合わ

せが多いですが、今後はブロック内での勉強会なども行っていきたいです。



県央ブロック

立川 正史

今年度、栃木県社会福祉士会で初となる助成事業を、ブロック活動の一環として実施しました。5月から6月にかけて会員に公募をかけたところ、県央ブロック所属の会員より一件の申し込みがありましたので、7月中にこれを決定いたしました。

県央ブロックでは、これからも様々な方法で、会員皆様の独自の活動を積極的に応援、支援していきます！



県東ブロック

小田戸 豊行

当ブロックでは他ブロックと同様随時助成事業を募集しています。現時点で申し込みはありませんが、活動してみたいという会員の方は是非申し込みをお願いします。また、定期的にブロック委員が集まり、今年度の活動予定を話して会員の支援を検討しています。まだまだ委員の少ないブロックです。一緒に地元で活動してくれる方を募集していますので、気軽に声をかけてください。



県南ブロック

藤見 雅嗣

「職場から気軽に集まれる場所で」という声もあり、佐野市と小山市での会場を設定してみました。今後もこの方向で考えています。

佐野で行った際には、介護保険でグレーゾーンとなっている「高次脳機能障害」について理解を深め、就労支援の現状等について検討していきたいという声が挙がりました。

そこで、当事者を講師に招き、勉強会形式で進めてく予定です。

事務局 | よい



■会員専用メーリングリスト登録について

会員専用メーリングリスト登録者を随時募集しています。本会の情報公開、求人情報や登録者同士

の情報交換、研修等の案内など、会員同士を繋ぐメーリングです。freemlを活用していますので、登録は無料ですが、定期的に広告が入ります。日本社会福祉士会でもfreemlを活用し、支部間の情報交換や本部の情報開示等に役立てています。なお、一般には公開していませんので、第三者からはメールが届かなくなっていますので、ご安心ください。

■支部会費納入について

準会員及び口座引落手続きの同意を得ていない正会員の平成19年度支部会費（3,000円）納入をお願いします。納入が確認されない場合には催促させていただきますので、ご了承ください。

【振込先】 足利銀行大田原支店

【口座種別】 普通

【口座番号】 2919978

【口座名義】 栃木県社会福祉士会代表大友崇義

■会員情報変更手続きについて

転居、転職、会費引落金融機関変更など、会員情報の変更が生じた場合には、変更手続きが必要となりますので、変更届の提出を日本社会福祉士会へお願いします。様式は、会員のしおりや日本社会福祉士会ホームページからダウンロードできます。



編集後記

すっかり秋の夜長というにふさわしい季節になりました。読書をするのもよし、ウォーキングをするのもよし、なんて考えるとあっという間に年末になってしまいそうな今日この頃です。

今回の会報から若干レイアウトを変えてみました。会報に関してのご意見、このような記事を載せて欲しいという要望などありましたら、是非栃木県社会福祉士会事務局までご連絡下さい。宜しくお願いします。

(長)